

(参考：学校感染症 出席停止期間の基準)

学校保健安全法施行規則

	第18条 (感染症の種類)	第19条 (出席停止の期間の基準)
第一種	1. エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコリナウイルス属 SARS コリナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がコリナウイルス属 MERS コリナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで
第二種	2. 新型コロナウイルス感染症	次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) 及び新型インフルエンザ を除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	(第三種の感染症も含め)
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	3. コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

「その他の感染症」とは、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が緊急的に措置をとることができるものとして定められている。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や核地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。
(例) 感染性胃腸炎ノロウイルス
溶連菌感染症、マイコプラズマ等